

令和6年4月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和6年4月25日(木) 午後1時30分
 2. 開催場所 勝山市教育会館 第3研修室
 3. 出席委員 農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名
 会長 1番 松村 勘兵衛
 会長職務代理 2番 辻 尊志
 農業委員 3番 北山 謙治
 4番 須見 則雄
 5番 山口 拓雄
 6番 山内 百合子
 7番 高野 忍
 8番 牧野 昌久
 9番 吉田 武博
 10番 滝本 和子
 11番 田中 政男
 12番 酒井 清泰
 農地利用最適化 1番 横山 定守
 推進委員 3番 田中 昭司
 4番 吉田 新一
 5番 前田 壽夫
 6番 松井 喜治
 7番 松田 数実
 8番 林 博史
 9番 廣瀬 介治
 10番 鳥山 義昭

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第 2 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第 3 号	農用地利用集積等促進計画（案）について（中間管理事業）	可決
議案第 4 号	現況証明願いについて	可決

- （報告事項）・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について
 ・ 農地の転用事実に関する照会の回答について

5. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 山本 典子 主事 田中 愛里沙
 会計年度任用職員 山内 佳奈

令和6年4月 勝山市定例農業委員会 シナリオ

事務局長

ただいまから、令和6年4月定例農業委員会を開催いたします。
また、坂上推進委員は欠席の旨お伺いしております。

会議に先立ちまして、このたび異動による職員の紹介をさせていただきます。

(旧) 久永 幹生 係長(現 市民課 係長)

(旧) 上杉 奈美江 主査(現 総務課 主査)

(新) 山本 典子 係長(前 建設課 係長)

(新) 林 賀代 主査(農業振興係を併任)(前 健康体育課 係長)

なお、林につきましては農業委員会事務局と併任となっております。
竹生事務局長、土井主査、田中主事、山内事務職員及び併任の向井課長補佐については変更はございません。新体制のもと、業務の遂行に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで久永、上杉、林は退席させていただきます。

それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(あいさつ)

本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長(松村会長)

これより本日の会議に入ります。

事務局より3月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長(松村会長)

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、本日の議事録署名委員を

4番 須見 則雄 委員

6番 山内 百合子 委員

の両名にお願いします。

これより議事に入ります。

議長(松村会長)

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明願います。

事務局	(説明)
議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	別に問題はないと思います。申請地はとても畑しかできないようなところで、畑として利用されるということで、問題はないというふうに思っております。よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第1号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第1号 は、原案どおり承認することに決しました。
議長 （松村会長）	日程第2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。当議案につきましては、牧野委員が当事者（申請者）となっておりますので、一旦退席をお願いいたします。 (牧野委員 退席)
議長 （松村会長）	それでは事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 （松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①については酒井委員より報告をお願いいたします。

酒井委員

①の件ですけれども、区長、農家組合のほうに説明はあったと聞いております。資料3ページの公図を見てもらいますと、北側の田は資材置場として〇〇砂利採取業者が利用しております。

本申請地の横は農道になっているのですが、4月19日、20日の日は風が非常に強く、碎石した埃がすごく立つわけです。両日とも写真を撮りましたが、その辺（砂利・砂埃への対応）のことををお願いしたいのと、雨の降ったあとは農道がものすごく汚れます。一応散水車で水を撒いているんですけれども、その土が用水のほうに流れ出て、用水が濁るということもありますので、その辺のことをお伝え願えればと思います。共同組合につきましては北山委員からお伝えしてもらいます。

北山委員

申請者は法人であり協同組合ですので、組合員、定款、いろいろ調べさせていただきました。ただ、組合員は2件しかありません。役員として理事3人、監事1人とあるのでちょっとおかしいなと思ったのですが、定款の中に、組合員たる法人の役員が本組合の役員になれるという文言が入っているので、違反はしていないという思いですけれども、役員全員が同じ法人の役員です。既に隣地が組合員である法人の資材置場として一時転用されているが、半分も使っていない。ちゃんと1年の一時転用が終わったら農地として返すのかははっきりしているのか。ここが埋まってしまう足りないというのであればわかるが、どうして資材置場として余裕があるのに、追加で一時転用をする必要があるのか、今後役員の在籍する一社のほうが気を張って仕事をしてもらわないと、1業者でなんでもやれるんだとなってしまうかねない。定款の中には砂利採取をするとは書いてないので、本組合は砂利採取ができないが、事務局がきちっとそれを見てもらわないといけません。もし組合が役員のいる1業者だけになってしまうと、何か所か掘りたい場合に法人と組合とを出してくる恐れもあるので、ちゃんと見ておいてほしい。

今回については、なぜ隣接している農地を資材置場として利用しているにもかかわらず、今回の申請が必要なのかと思います。農業委員会で現地を見たものの意見としては、農業委員会として農地が荒れることが懸念されますので、あまり賛成はできないと思っています。皆さんがいいと言うのであれば、それはいいです。

事務局

今現在資材置き場として使用している隣接地につきましては、本申請者と別の法人として転用されており、また延長利用される見込みと聞いておりまして、一時転用の期日が来るまでに延長の申請をする予定と聞いております。

今回の一時転用につきましても、長く利用されたいという思いはあるんですけれども、今回初めてストックヤード運営事業者の登録されるということもありまして、法人として経営的にも問題なくまわるのかどうかも分からないため、まずは1年利用されてから延長利用を検討されます。法人の意向としましては、長く利用されたいというふうには聞いております。

酒井委員

隣接している資材置場は既に再延長しているが、その延長というのは何回までできるのでしょうか。

事務局	既に資材置場となっているところは農用地外の農地でございます、目的を達成するための最低限度の転用期間である必要があります。
北山委員	今回許可しても、きちんとした使い方ができなければ、そのときはダメだと言います。1年という計画で転用申請が出てきているのだから、1年で田んぼとして返せる使い方をしてもらわないといけません。 なんでも転用できるようにしてどんどん農地が無くなっていくというのは、どこかで歯止めをかけないといけないと思います。だから申請どおり、1年経ったら農地に戻す使い方をしてもらうよう、はっきり伝えてください。
議長 (松村会長)	正確に運用されるかどうかは、事務局のほうで注視してもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
須見委員	先ほどの事務局の説明の件で確認したいのですが、本申請地は砂利碎石後に埋め戻すための建設発生土を置くところ、本申請地北側の資材置場は砂利採取で掘ったものを置くための資材置場と記憶しております。そもそも利用用途が違うというところでないかという確認ですが、どうでしょうか。
事務局	はい、仰る通りでございます、資材置場としての用途が少し違うというところと、本申請地と本申請地北側の資材置場は借人が異なりますので、どちらかが空いているからといって、どちらかは不要になるというものではございません。 確かに本申請地左側の資材置場は組合員の一社でございますので、混同のないように指導いたします。
議長 (松村会長)	ありがとうございます。 ②については吉田委員より報告をお願いいたします。
吉田委員	②の砂利採取の件についてですが、本申請者は現在市内で砂利採取をしている現場はなく、管内で2か所以内というルールに問題はないと思いますので認めてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長 (松村会長)	ありがとうございます。 ③については北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	家を建てるということで、農地を転用されます。問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第2号は原案どおり「許可相当との意見を付してですが、特に①については注視するという条件付きで」承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長 (松村会長)	それでは、議案第2号は、①は注視するという条件付きで、②、③は原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。では、牧野委員の入室を許可します。
議長（松村会長）	続きまして、 日程第3 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理事業）についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第3号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第3号については、承認することに決しました。
議長（松村会長）	続きまして、日程第4 議案第4号 現況証明願いについて を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①について、酒井委員より報告をお願いいたします。
酒井委員	申請者は相続で本申請地を取得しておられます。事務局からの説明があったとおり、既に建物が2軒建っていることを確認致しました。よろしくをお願いいたします。

議長（松村会長）	②については、吉田委員より報告をお願いいたします。
吉田委員	16日に現地を確認したところ、資料16ページの写真のとおりでございます。非農地ということを確認いたしました。よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
田中委員	確認ですけれども、資料12～13ページの建物は築20年経っているのでしょうか。
事務局	はい、固定資産税及び現地を確認いたしまして、20年以上経過していると確認いたしました。 他、ありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第4号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第4号については、原案どおり承認することに決しました。
議長（松村会長）	次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）

議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、その他について事務局よりお願いいたします。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、全体を通して何かご質問はございませんか。 最後に、次回の定例農業委員会について、事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は、令和6年5月24日（金）午後1時30分から、勝山市教育会館 3階 第3研修室にて、農地利用最適化推進委員会と合同開催を予定しております。よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	以上で本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。みなさまご協力いただきありがとうございました。 では、進行を事務局にお戻しします。
事務局長	松村会長、ありがとうございました。 以上で4月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、辻職務代理より閉会のことばを申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉